

フラワー吉原 重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業

1. 目的及び方針

目 的	家庭的な小規模の場において、少人数で構成する人たちとのふれあいの下、趣味や生活歴とこれまでの生活環境等との住み慣れた環境での生活を継続する中で利用者の嗜好、性格に適合する内容を織り込んで、認知症の進行を遅らせ、「生き甲斐づくり」を支援することを目的とします。
方 針	利用者の心身の特性を踏まえて、地域の中でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助（要介護）や支援（介護予防）及び機能訓練を行うことにより、介護予防は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、要介護についてはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 法人の概要等

法人の名称	医療法人 東北医療福祉会
所 在 地	山形市大字菅沢字鬼越 2 5 5 番地
代表電話番号	0 2 3 - 6 4 5 - 8 1 1 8
代表者氏名	藤 井 昌 彦
設 立	平成 1 0 年 2 月 1 6 日
実 施 事 業	(病院及び診療所) ・ 山形厚生病院 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・ フラワー吉原 ・ フラワー小姓町 ・ みはたの里 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・ フラワー小姓町

3. 事業所の名称等

事業所の名称	フラワー吉原
指 定 番 号	0 6 7 0 1 0 1 3 1 0
所 在 地	山形県山形市南館 3 丁目 2 1 番 5 0 号
連 絡 先	0 2 3 - 6 4 7 - 5 0 5 1
F A X	0 2 3 - 6 4 5 - 7 5 6 0
管 理 者	朝倉 恵

4. 利用定員

ユニット名：すずらん	1階（東棟）	9 名
ユニット名：しおん	1階（西棟）	9 名
ユニット名：さざんか	2階	9 名

5. 従業員の職種、職務内容、員数及び勤務体制

職 種	職務内容	員 数	勤 務 体 制
管理者	管理全般	(1名) 兼務	常勤 3ユニット 管理者と介護従業者兼務
計画作成担当者	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護 計画作成全般	(4名) 兼務	常勤 1名：すずらん 介護従業者兼務 2名：しおん 介護従業者兼務 1名：さざんか 介護従業者兼務
介護従業者 (すずらん)	介護支援	8名	常勤7名・非常勤1名 内1名：すずらん計画作成担当者兼務 内1名：3ユニット 看護師兼介護従業者 内1名：3ユニット介護従業者兼務（非常勤）
介護従業者 (しおん)		6名	常勤6名 内1名：3ユニット 管理者兼介護従業者兼務 内2名：しおん計画作成担当者兼務
介護従業者 (さざんか)		7名	常勤6名・非常勤1名 内1名：さざんか計画作成担当者兼務 内1名：3ユニット介護従業者兼務（非常勤）

※若年性認知症受け入れ担当者 ⇒ 各ユニットの計画作成担当者とする。

6. 利用料

利用料金は別紙

7. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容

- ① 「入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練
- ② (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ③ 介護支援専門員との連絡、調整
- ④ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握
- ⑤ 要介護認定の申請に係る協力、援助
- ⑥ 介護保険施設の紹介
- ⑦ 利用者からの相談対応

8. 入居の際の留意事項

- ① 他の利用者等に対する宗教の活動、政治活動等を行わない。
- ② 喫煙は決められた場所以外では行わない。

9. 事故発生時の対応

- ①事業者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により、利用者に事故が発生した場合は、市町村、利用者の身元引受人、関係する地域包括支援センター等に連絡をします。
 - ②(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 当事業所は『介護保険賠償責任保険』に加入しております。
- 財団法人 介護労働安定センター 賠償責任保険

10. 協力医療機関

篠田総合病院	総 合	山形市桜町2番68号
セントラルクリニック	歯 科	山形市吉原3-10-17

利用者の病状の急変に備えるために協力医療機関を定め連携及び支援の体制を整えております。

11. 身体拘束等について

- ①本事業のサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- ② 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とします。

12. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応する為、非常災害に関する具体的計画を立てると共に、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。

◆事業所以外の苦情対応窓口

山形市福祉推進部・ 介護保険課・指導監査課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023-641-1212
	F A X	023-624-8892
	ご利用時間	平日 8時30分～午後17時15分
山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地
	電話番号	0237-87-8006
	F A X	0237-83-3354
	ご利用時間	平日 午前9時～午後4時

◆事業所の苦情対応窓口

グループホームフラワー吉原	所在地	山形県山形市南館3丁目21番50号
	電話番号	023-647-5051
	F A X	023-645-7560
	受付時間	8:45～17:30（平日）
	担当者	朝倉 恵（管理者）

◎事業所の苦情体制と手順

苦情報告は最長翌日までに行う。苦情対応・相談は管理者が行い、緊急を要する件は管理者が休暇中であっても即時報告する。苦情は2日以内に善処解決に向けて対応し、電話ならびに書面にて管理者より該当者へ報告するものとする。

◆第三者評価の実施状況

特定非営利活動法人 エール・フォーユー	所在地	山形県山形市小白川町2-3-31
	電話番号	023-647-9011
	最終実施日	令和7年1月31日

